

# 淀江産業廃棄物管理型最終処分場監視・指導計画 概要版

令和8年4月／鳥取県西部総合事務所

## 1 計画の目的

(公財)鳥取県環境管理事業センター(以下「センター」)による産業廃棄物管理型最終処分場の設置及び運営に対する計画的・継続的な監視・指導を実施し、長期間にわたる処分場の安全性を確保するとともに、より適切な廃棄物処理の推進につなげる。

## 2 監視・モニタリングの内容

### (1) 監視・指導

#### ア 方針

- ・施設の設置前から、専門家も加えた監視体制を構築し、廃棄物処理法に係る各種基準等の遵守や不具合の発生の有無(や予兆)などを確認するとともに、必要に応じて助言や指導等
- ・監視により得られた知見を、他の最終処分場の適正な設置管理のための積極的な活用や情報提供に努めることにより、廃棄物の適正処理を一層推進

#### イ 時期

施設設置前から、維持管理マニュアル等の作成状況や工事計画の内容確認等

### (2) モニタリング

#### ア 方針

- ・モニタリングは、異常が生じた際に、環境に影響を生じる可能性が高いと考えられる水質が対象
- ・施設の設置前から水質の推移を把握しながら、正常な稼働を継続的に評価・確認

#### イ 地点

下流水路1か所、事業者の設置するモニタリング井戸4カ所(必要に応じて適宜見直し)

#### ウ 項目

- 水路
  - ・公共用水域の環境基準及び事業特性を踏まえた項目(BOD、SS、塩化物イオン等)
  - ・埋立開始後は、浸出水や放流水の水質を踏まえて注目すべき項目に絞ることを検討(基準等への追加項目があった場合は、モニタリング項目の追加を検討)
- 地下水 技術上の基準省令に基づく地下水等検査項目及び地下水環境基準等など

#### エ 時期・頻度

水質の季節変化を含めて把握

#### オ 結果の公表

- ・参照する環境基準等への適合状況等を付して、速やかに県HPで公表
- ・水質の推移は、一定期間の結果を集約・整理の上、顧問の意見を付して県HPで公表

### <時点毎の主な監視等>

工事着工前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事計画の内容やマニュアルの策定状況等を把握</li> <li>・下流水路の水質の長期的な傾向把握のための基礎的なデータ収集</li> </ul>
工事中	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成後に確認が困難と予想される部分(井戸、地盤対策、地下水・浸出水集排水管、貯留構造物、遮水工、集水ピット、水処理施設等)の事前検査</li> </ul>
使用前検査後～埋立開始前	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理運営マニュアル等の実効性や見直し等の監視・指導</li> <li>・下流水路の水質モニタリング</li> </ul>
埋立開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入・水質検査</li> <li>・のり面用土えん堤築堤時、排水口閉塞時の確認・検査</li> <li>・下流水路の水質モニタリング</li> </ul>
埋立終了～廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「廃棄物処理施設監視要領」に基づく立入・水質検査</li> <li>・下流水路の水質モニタリング、埋立地内温度等のデータ収集</li> </ul>

\*監視の中では許可通知に記載した事項(施設設置、埋立施工、維持管理等に関する専門家意見)への対応も併せて確認

## 3 鳥取県淀江産業廃棄物最終処分場安全監視顧問

顧問を設置し、顧問は県に対し、①処分場の建設、②施設の維持管理、③廃棄物の埋立管理、④その他処分場の運営及び管理に関し必要な指導・助言等

## 4 センターからの情報収集、指導・助言

必要かつ適切な監視、指導等を行うため、適宜、センターから事業進捗等の情報を収集し、状況の把握、確認を行う。必要に応じて情報連絡会議を開催し、センターからの情報収集及び指導・助言を行う。

## 5 異常確認時の対応

- (1) 法令違反を確認した場合は、厳正に対処
- (2) 基準超過、水質に傾向の変化が認められる場合等は、顧問の意見を伺いながら適切に対処

<モニタリング位置の概要>



## 6 時点毎の監視及びモニタリングの内容

### (1) 工事着工前

i) 主な監視内容	・センターの事業の進捗状況等の把握	発注・着工、マニュアル作成等の時期・計画の確認
	・管理運営マニュアル等の作成状況の把握・指導	記載項目及び内容について顧問の意見を聴きながら指導
	・工事計画に基づく監視事項の確認	①工事計画案の確認（県が施工中に確認を行う時点の設定） ②水処理施設の発注仕様の確認（申請内容との整合性の確認） ③施設設置に係る許可通知記載事項への対応方針の確認
ii) モニタリング内容	・下流水路の水質のモニタリング ・センターが実施するモニタリングデータの収集 ・既存周縁井戸の水質データの収集	

### (2) 工事中（使用前検査を含む。）

i) 主な監視内容	<b>&lt;工事中監視&gt;</b>	
	ア 地下水モニタリング井戸の設置工事	ストレーナの位置の確認（上下流井戸の取水帯水層の整合など）
	イ 地盤対策工事	①沈下解析と実際の沈下量との差異と対応 ②掘削時の湧水発生状況と対応
	ウ 地下水集排水管の設置工事	①掘削時の湧水の発生状況・季節変動と対応 ②集排水管の配置の状況（密度等）
	エ 貯留構造物の設置工事	盛土材の透水性、土えん堤の形状、貫通部の構造、盛土上の雨水の排除状況
	オ 遮水工の設置工事	①ベントナイト混合土の配合、施工時の排水状況、施工状況（密度管理、締固め度） ②遮水シートの施工（熱溶着の施工状況・検査状況、シート端部の処理（不織布層に雨水が浸入しない処理となっているか））
	カ 浸出水集排水管の設置工事	集排水管の配置の状況（密度等）、堅型排水管の配置、ぐり石の径
	キ 集水ピットの施工	腐食防止工事の施工状況、各集排水管との接続状況、Ⅱ期ピットへの配管状況
	ク 水処理施設の設置工事	腐食防止の施工状況、調整槽の貯水機能
	ii) モニタリング内容	<b>&lt;工事完了時&gt;</b>
ケ 竣工時（使用前検査）		①申請どおりの設置、構造（変更点がある場合は届出等法手続きの対応状況） ②許可通知への記載事項への対応
		・下流水路の水質のモニタリング ・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析 ・既存周縁井戸の水質データの収集 ・地下水モニタリング井戸の水質・水位のモニタリング（井戸ができ次第実施）

### (3) 使用前検査後から埋立開始前

i) 主な監視内容	・センター事業の進捗状況等の把握	埋立を開始する想定時期、埋立のための資材等の準備状況
	・管理運営マニュアル等の作成状況の把握・指導	①許可通知記載事項への対応チェック ②記載項目及び内容について顧問の意見を聴きながら指導
ii) モニタリング内容	・下流水路の水質のモニタリング ・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析 ・地下水モニタリング井戸の水質・水位のモニタリング ・既存周縁井戸の水質データの収集	

### (4) 第Ⅰ期埋立開始後

i) 主な監視内容	ア 埋立中（イ又はウの状況に該当しない状況）	①「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視 ②受入れ廃棄物と保有水水質の経年的な変化の状況把握・分析 ③水収支の状況把握・分析 ④経年の状況変化に関するセンターの把握・分析・対応状況 ⑤その他維持管理に関する状況、許可通知記載事項への対応状況等
	イ 中間覆土の施工、のり面用土えん堤の増築、埋立地小段排水口の閉塞時	①中間覆土材の透水性、のり面用土えん堤の形状、閉塞部の熱溶着・検査状況 ②中間覆土上の雨水の排除状況（水収支の変化の確認） ③中間覆土上への埋立開始前の透水性確保のための対応
	ウ 第Ⅱ期設置工事中	上記に加えて（2）に準じた監視を並行して行う。
	エ 定期検査（5年3月ごと）	廃棄物処理施設の定期検査について（平成23年7月1日付第201100056438号循環型社会推進課長通知）に基づき実施
ii) モニタリング内容	<b>&lt;廃棄物処理施設監視要領に基づく水質検査&gt;</b> ・浸出水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回） ・放流水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回、DXN：年1回） ・周縁地下水（健康項目：年2回）	

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・搬入物の溶出試験（年2回）</li> <li>・下流水路の水質のモニタリング</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> <li>・稼働状況を踏まえながら、必要に応じて騒音・振動等、水質以外の項目のモニタリング</li> </ul>
--	--

(5) 第Ⅱ期埋立開始後

i) 主な監視内容	ア 埋立中(イの状況に該当しない状況)	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視</li> <li>②受入れ廃棄物と保有水水質の経年的な変化の状況</li> <li>③水収支の状況*</li> <li>④経年的な状況の変化に関するセンターの把握・分析・対応状況</li> <li>⑤作成した管理運営マニュアル等に即した埋立施工・維持管理の状況</li> <li>⑥その他維持管理に関する状況、許可通知記載事項への対応状況等</li> </ul>
	イ 中間覆土施工、区画堤の増築、埋立地内小段排水口の閉塞時	<ul style="list-style-type: none"> <li>①中間覆土材の透水性、区画堤の形状、閉塞部の熱溶着・検査状況</li> <li>②中間覆土上の雨水の排除状況（水収支の変化の確認）</li> <li>③中間覆土上への埋立開始前の溝掘り等の対応</li> </ul>
	ウ 定期検査(5年3月ごと)	廃棄物処理施設の定期検査について（平成23年7月1日第201100056438号循環型社会推進課長通知）に基づき実施
ii) モニタリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;廃棄物処理施設監視要領に基づく水質検査&gt;</li> <li>・浸出水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回）</li> <li>・放流水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回、DXN：年1回）</li> <li>・周縁地下水（健康項目：年2回）</li> <li>・搬入物の溶出試験（年2回）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集・分析</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> <li>・稼働状況を踏まえながら、必要に応じて騒音・振動等、水質以外の項目のモニタリング</li> </ul>	

(6) 埋立終了後から廃止まで

i) 主な監視内容	・「廃棄物処理施設監視要領」に基づく監視
ii) モニタリング内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;廃棄物処理施設監視要領に基づく水質検査&gt;</li> <li>・浸出水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回）</li> <li>・放流水検査（一般項目：年4回、健康項目年2回、DXN：年1回）</li> <li>・周縁地下水（健康項目：年2回）</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下流水路の水質のモニタリング</li> <li>・地下水モニタリング井戸の水位のモニタリング</li> <li>・既存周縁井戸の水質データの収集</li> <li>・センターが実施するモニタリングデータの収集</li> </ul>

○設置許可に併せて施行した通知に記載した専門的知識を有する者からの施設設置、埋立施工、維持管理等に関する意見への対応状況も併せて確認を行う。

(7) 災害（地震・豪雨等）発生時

○災害発生時は速やかに立入り監視等を実施し、異常発生の有無を確認する。

○状況に応じて、水質モニタリングの実施、顧問への意見聴取等により、施設の健全性を評価する。

## 7 水質モニタリング項目

下流水路の検査項目 (環境基準等)		
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	
	化学的酸素要求量 (COD)	
	浮遊物質 (SS)	
	溶存酸素量 (DO)	
	大腸菌数	
	全亜鉛	
	ノニルフェノール	
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS)	
	全窒素 (T-N)	
	全燐 (T-P)	
	健康項目	カドミウム
全シアン		
鉛		
六価クロム		
砒素		
総水銀		
アルキル水銀		
PCB		
ジクロロメタン		
四塩化炭素		
1,2-ジクロロエタン		
1,1-ジクロロエチレン		
シス-1,2-ジクロロエチレン		
1,1,1-トリクロロエタン		
1,1,2-トリクロロエタン		
トリクロロエチレン		
テトラクロロエチレン		
1,3-ジクロロプロペン		
チウラム		
シマジン		
チオベンカルブ		
ベンゼン		
セレン		
硝酸性窒素 (NO <sub>3</sub> -N)		
亜硝酸性窒素 (NO <sub>2</sub> -N)		
ふっ素		
ほう素		
1,4-ジオキサン		
法		ダイオキシン類
その他		電気伝導率
	塩化物イオン	

地下水検査項目 (基準省令+環境基準)
アルキル水銀
総水銀
カドミウム
鉛
六価クロム
砒素
全シアン
ポリ塩化ビフェニル
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ジクロロメタン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン
チウラム
シマジン
チオベンカルブ
ベンゼン
セレン
1,4-ジオキサン
クロロエチレン (別名 塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)
ほう素
ふっ素
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素
ダイオキシン類
電気伝導率
塩化物イオン

浸出水・放流水 検査項目 (基準省令+監視要領)
水素イオン濃度 (pH)
生物化学的酸素要求量 (BOD)
化学的酸素要求量 (COD)
浮遊物質 (SS)
大腸菌数*
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量) *
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) *
全窒素 (T-N) *
全燐 (T-P) *
塩化物イオン*
アルキル水銀化合物
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物
カドミウム及びその化合物
鉛及びその化合物
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPN)
六価クロム化合物
砒素及びその化合物
シアン化合物
ポリ塩化ビフェニル(PCB)
トリクロロエチレン
テトラクロロエチレン
ジクロロメタン
四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン
1,3-ジクロロプロペン
チウラム
シマジン
チオベンカルブ
ベンゼン
セレン及びその化合物
1,4-ジオキサン
ほう素及びその化合物
ふっ素及びその化合物
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
フェノール類含有量
銅含有量
亜鉛含有量
溶解性鉄含有量
溶解性マンガン含有量
クロム含有量
ダイオキシン類

- 注) 1. 下流水路の検査項目に係る「生活環境項目」は「生活環境の保全に関する環境基準」項目、「健康項目」は「人の健康の保護に関する環境基準」項目、「法」は「ダイオキシン類対策特別措置法」を示す。また「その他」は、管理型処分場の事業特性から、施設に異常を生じた際に濃度上昇の可能性がある項目を選定した。
2. 「基準省令」は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」を示す。
3. 「監視要領」は「廃棄物処理施設監視要領」を示す。
4. 「\*」印は監視要領において必要に応じて検査を実施することとされている。